

【案】金融庁における令和3年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組（実施計画より）	主な実績	今後の課題
<p>I 金融システムの安定と金融仲介機能</p> <p>1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に起因する不確実性が継続していることも踏まえ、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握する。また、市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していく。その上で、低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるかといった観点から業態横断的な金融モニタリングを実施する。 ✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。 ✓ モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続するとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。また、各国との知見・教訓の蓄積等を通じて我が国のモニタリング能力の向上につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響についての的確に把握した。なお、マクロ健全性維持の観点からの規制（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用した。 ✓ 市場における不確実性の高まりを踏まえ、金利上昇等の市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話を行ったほか、必要に応じた情報発信に活用した。 ✓ 個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促した。 ✓ 特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①長期に亘り低金利環境が継続してきた中、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。 ②金融市場やマクロ経済環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。 ✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備えた金融機関の移行対応を促し、取組状況のモニタリング・LIBOR利用状況調査等を実施。 ✓ モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続した。 ✓ ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討及び金融機関の健全性のモニタリングに資する観点から、金融機関から収集するデータや外部から購入する企業個社レベルの財務データなど、様々なデータ・情報ソースを組み合わせて活用し、コロナが企業の財務（収益や債務負担等）に与えている影響につき、多面的に実態把握を行った。 	<p>グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。</p> <p>また、金融機関の健全性を確保・維持するため、コロナの影響も踏まえたうえで、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
<p>2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分な対話を行いながら準備を進めるなど、金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係者と十分な対話を行った上で告示改正案を公表するなど、最終化されたパーゼルⅢの国内実施に向けた準備を進めた。 ✓ 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書等を踏まえ、国内フィールドテストを実施するとともに、国内新規制に関する検討状況を公表。 	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p> <p>経済価値ベースのソルベンシー規制について、4年中に制度の基本的な内容を暫定的に決定した上で、7年度に導入することを念頭に着実に検討を進める。</p>
<p>3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関に対して、新規融資や条件変更等について最大限柔軟な対応をするよう、累次の要請を実施。また関係者からのヒアリングにより、資金繰り支援が全体として適切に行われているかを確認するとともに、「企業アンケート調査」を通じて、コロナによる企業への影響と地域金融機関による支援状況等の実態把握に努めた。 	<p>コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関による継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする。 ✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。 ✓ 事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権(仮称)の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組等について、各金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等も踏まえつつ、経営トップ・社外取締役とも丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援。 ✓ 事業成長担保権(仮称)の導入に向けて、「事業者を支える融資・再生実務の在り方に関する研究会」を開催し検討を深めるとともに、その議論を3年11月に「論点整理2.0」として取りまとめ、公表。また米国の融資・再生実務等について委託調査を実施。 	<p>また、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく。</p> <p>担保法制の見直し等については、海外の制度・実務等も参考に、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起も含め、引き続き議論に貢献していく。</p>
II 利用者の保護と利用者利便の向上			
<p>1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、深度あるモニタリングを行うとともに、金融機関の取組の「見える化」を進める。 ✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「重要情報シート」の活用促進、「金融事業者リスト」や「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」の定義の公表等による金融機関の取組の「見える化」を通じて、顧客が金融商品や金融機関を比較しやすい環境を整備。また、金融機関の顧客本位の業務運営に関する取組やリスク性金融商品の販売状況等について、モニタリングを実施。 ✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業や、金融経済教育に関するオンラインと対面双方でのイベントやメディアと連携した情報発信を実施。さらに、成年年齢引下げや高校学習指導要領の改訂を踏まえ、高校向け指導教材の作成、日本銀行等と連携した大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、小学生向けのウェブ教材及びパンフレットの作成など、ICTも活用した様々なコンテンツを提供。また、4年度の税制改正要望にて、NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等を通じた利便性向上を行ったほか、NISA特設ウェブサイトのコンテンツの充実やSNSを通じた情報発信により、つみたてNISAの広報等を実施(4年3月末時点:約●万口座(P))。 	<p>金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、金融機関の取組の「見える化」やモニタリングを実施し、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。</p> <p>また、高校家庭科における金融教育に関する指導教材を用いたモデル授業を実施し、全国に展開する。加えて、メディアや金融関係団体との連携を強化しつつ、大学生や若手社会人を中心とした、資産形成を含めた金融リテラシー向上に資する教材等の作成やセミナーの実施をはじめとした情報発信を行う。</p>
<p>2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。 ✓ 改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された第一種・第三種資金移動業者の登録・認可審査を実施するとともに、第二種資金移動業者を含め、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況を含めてモニタリングを行っていく。 ✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が認められた事案について重点的に検証を行い、金融機関等のシステム障害の傾向等を金融機関等に共有しつつ、自律的な改善を促すことに焦点をあてたモニタリングを進めるなど、システムリスク管理態勢の強化を促した。 ✓ 3年5月1日に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された種別の資金移動業である第一種及び第三種資金移動業者の登録に向けて認可審査を実施。また、第二種資金移動業も含めて、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを行った。 ✓ コロナ等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS個人間融資、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化、先払い買取現金化等)について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施。 	<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。</p>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			

<p>1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 網羅的で・機動的で・深度ある市場監視(広く、早く、深い市場監視)の実現を目指し、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。 ✓ 戦略的かつ横断的な市場監視業務におけるデジタルイノベーションの一層の推進や市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組を推進。 ✓ デジタルイノベーションの飛躍的進展に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組むとともに、システム環境の高度化を推進。また、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成を推進。 	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルイノベーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。</p>
<p>2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方を検討する。 ✓ 気候変動を含むESG情報の開示の充実を図る観点から、サステナビリティに関する開示の好事例集を改訂する。 ✓ 会計監査の在り方に関する懇談会において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあるあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について、総合的に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)を設置し、企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討した。 ✓ サステナビリティに関する開示を含む記述情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表した(3年12月公表、4年3月最終更新)。 ✓ 会計監査の信頼性を確保するために必要な取組を総合的に議論するため、「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」を開催し、論点整理を公表(3年11月)。 ✓ 会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出(4年3月)。 	<p>金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)における報告書を、4年春頃を目途に取りまとめたのち、関係法令の整備を行う。</p> <p>記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、引き続き、開示の好事例の検討・公表を行っていく。</p> <p>引き続き、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を推進。</p>
<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3年6月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促す。 ✓ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。 ✓ 国際金融機能の確立に向けて、海外の投資運用業者に対する簡素な手続による参入制度の創設、海外金融事業者に対する英語での行政対応の拡大、海外から参入する資産運用業者等に対する創業・生活支援体制の強化等に取り組む。 ✓ 特定投資家制度の拡充等の制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方を検討する。 ✓ 銀証ファイアウォール規制について、利用者本位のサービス提供が図られるよう、制度整備を進めるとともに、必要な検討を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コーポレートガバナンス・コードの再改訂及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂に関する広報活動を行い、上場企業に対して、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促した。 ✓ 金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)を設置し、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方について検討した。 ✓ 3年4月～同年6月までに、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計4回開催し、成長資金の供給のあり方や顧客情報の共有に関する銀証ファイアウォール規制(情報授受規制)について議論を行い、同年6月、成長資金供給の円滑化に向けた制度整備や上場企業等の顧客情報に関するファイアウォール規制の緩和に関する報告書を公表した。 ✓ 上記の報告書を踏まえて以下の法令・制度の整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図る観点から、特定投資家制度の拡充に関する制度整備の検討等を行ったほか、株式投資型クラウドファンディング及び少人数私募の人数通算期間の見直しに関する政令・内閣府令等の改正を実施した(4年1月施行)。 ② 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアウォール規制に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した(3年12月)。 ✓ 3年10月からは、家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、「市場制度ワーキング・グループ」を計5回開催し、「経済成長の成果の 	<p>金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(3年度)における報告書を、4年春頃を目途に取りまとめたのち、関係法令の整備を行う。</p> <p>成長・分配の両立に向けた資金の好循環を確立するためには、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上が重要である。そのため、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等を支える成長資金供給のあり方について検討を進める必要がある。また、顧客本位の営業の確保と金融サービスの向上に向けた施策を推進する必要がある。そして、取引所・PTS全体の機能向上・レジリエンス強化に向けた検討を進める必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東京証券取引所の市場構造改革の実現、私設取引システム(PTS)と金融商品取引所との間の適切な競争の促進など、市場機能の強化に向けた検討を実施する。 	<p>家計への還元促進」、「市場インフラ機能の向上」、「成長・事業再生資金の円滑な供給」について、4年6月の報告書とりまとめに向け、検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、届出による簡素な参入手続を創設した。また、新たに日本に参入する外国証券会社のうち海外での業務実績がある等の一定の要件を満たす者について、英語での登録申請書等の提出を可能とするため、内閣府令の改正・告示の制定を行った。加えて、縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的として、モデル事業を開始した。 	
(横断的施策)			
<p>1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品のデジタル化への対応のあり方等を検討する。また、グローバルステーブルコインの取扱いも含め、クロスボーダー送金の改善に関する国際的な議論に貢献する。 ✓ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するほか、フィンテックに係るビジネス動向を把握しつつ、事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう支援する。 ✓ 決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討の着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討。 ✓ 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段等取引業の創設、銀行等における為替取引のモニタリング等の共同化の動きへの対応として、為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、本人確認義務等を課すための規定の整備、等の措置を講ずる必要があることから、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出(4年3月)。 ✓ FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ及び金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク(旧:基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ)で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応。 ✓ 資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行うとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促した。 	<p>イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタル化の進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。</p>
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。 ✓ 3年7月以降の大雨に係る災害や4年福島県沖を震源とする地震などの自然災害への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や金融機関に対してきめ細かな対応を奨励。 	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
<p>3 その他の横断的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献(コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーショナル・レジリエンス)を進めるとともに、国際的なネットワークを強化(アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化)する。 ✓ サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組に活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナを踏まえた金融安定性に関する影響分析や対応が進む中、ノンバンク金融仲介の強靱性向上に向けた取組の進捗報告書作成など、国際的に協調した取組に貢献。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策強化のための暗号資産等に関する国際的なガイダンス策定に貢献したほか、アウトソーシング・サードパーティにおける規制監督上の論点に関する議論に貢献。 ✓ 当局間協力に関し、オンラインのコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、アジア・新興国に対する技術協力や先進国との対話をさらに推進。 ✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向け、金融活動作業部会(FATF)第4次対日相互審査の結果も踏まえ、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、マネロン等対策共同システムの実用化に係る検討の支援、広報活動を通じた利用者への周知等の取組を実施。 	<p>国際的に協調した対応は、コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実態経済を支えることにつながるため、引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、アジア・新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながるため、引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>金融活動作業部会(FATF)第4次対日相互審査のフォローアップ及び第5次対日相互審査を見据え、引き続き、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に向け、関係機関と連携して取り組んでいく。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「グリーン国際金融センター」の実現に向け、JPX「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置し、4年年央までに、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを設置するなどの方向性を取りまとめた中間報告書を公表。4年2月に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、ESG評価・データ提供機関について、期待される行動規範のあり方等について議論。 ✓ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携した。 	<p>「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内のサステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めていく。</p> <p>経済案安全保障上の対応について、引き続き関係機関との連携を行っていく。</p>
(金融庁の行政運営・組織の改革)			
<p>1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政に関する情報発信の強化、④財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑤アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の開催や、金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施するなど、有識者の意見や内外からの意見を金融行政に継続的かつ的確に反映する取組を実施。 ✓ 金融庁の施策等について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で分かりやすい情報発信を実施。 ✓ 各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協同を進めるため、コミュニケーションの充実等を実施。 ✓ 金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等を実施。 	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
<p>2 検査・監督の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 分野別の考え方と進め方として、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」、「事例集(参考手引)<令和3年6月版>」、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表するなど、「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践。 ✓ 検査・監督の品質管理の一環として、第三者による外部評価や職員アンケートを実施。 ✓ 3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等を実施。 	<p>検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、更なる取組を進めていく。</p>
<p>3 金融行政を担う人材育成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ さらなる組織活性化に向けて、①金融行政各分野の専門人材の育成、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もが能力を発揮できる環境の実現、④幹部職員等のマネジメント力向上、などのための取組を継続・拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融を巡る環境の変化などを踏まえて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を行い、「当面の人事基本方針」を改訂。 ✓ 「政策オープンラボ」や、個人論文の執筆・公表を組織的に支援する枠組みなどが一層活用されるための環境づくりを実施。 ✓ テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備や業務の合理化・効率化の取組を推進。 ✓ 幹部職員等へのマネジメント研修や、マネジメント方針の「見える化」及び期中での振り返りを実施。また、少人数グループによるきめ細かい組織運営を推進。 ✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ0.03ポイント上昇し、4.02/5.00となった。 	<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>